

# 内幸町一丁目北地区に係る

## 都市計画案の説明会 (抜粋版)

令和3年9月28日

東京都

本件についてのお問合せ先

東京都 都市整備局 都市づくり政策部 土地利用計画課 再開発等促進区担当

所在地：〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1（東京都庁第二本庁舎12階北側）

TEL：03-5388-3318（直通）

## 2.施設計画 (案) の概要〈参考〉整備方針

### 1

#### 駅・まち・公園一体の都市基盤整備による まちへ開かれた街区の形成

- ①都心重要インフラ (電力・通信施設・迎賓機能等) の更新と大規模広場の整備による周辺のまちへ開かれた賑わいあふれる街区の形成
- ②地下・地上結節空間や日比谷公園とつながる道路上空公園等の整備による駅・まち・公園一体の歩行者ネットワークの形成

### 2

#### より高度なスマートシティの実現による 国際ビジネス交流拠点の強化

505.0 単位

1-1 前の  
層から、

- ①より高度な都市OS (情報基盤) 等の整備
- ②都市OS (情報基盤) 等を活用したビジネスサービス創造支援機能、国際迎賓文化交流機能、ウエルネス促進機能の強化

### 3

#### 高度防災・環境都市づくりの推進

- ①脱炭素社会の実現に向けた環境負荷低減の推進
- ②帰宅困難者支援など高度防災都市づくりの取組

## 2.施設計画(案)の概要<参考>都市基盤整備

### ■ 駅・まち・公園一体の都市基盤整備イメージ



### ■ 東西断面イメージ

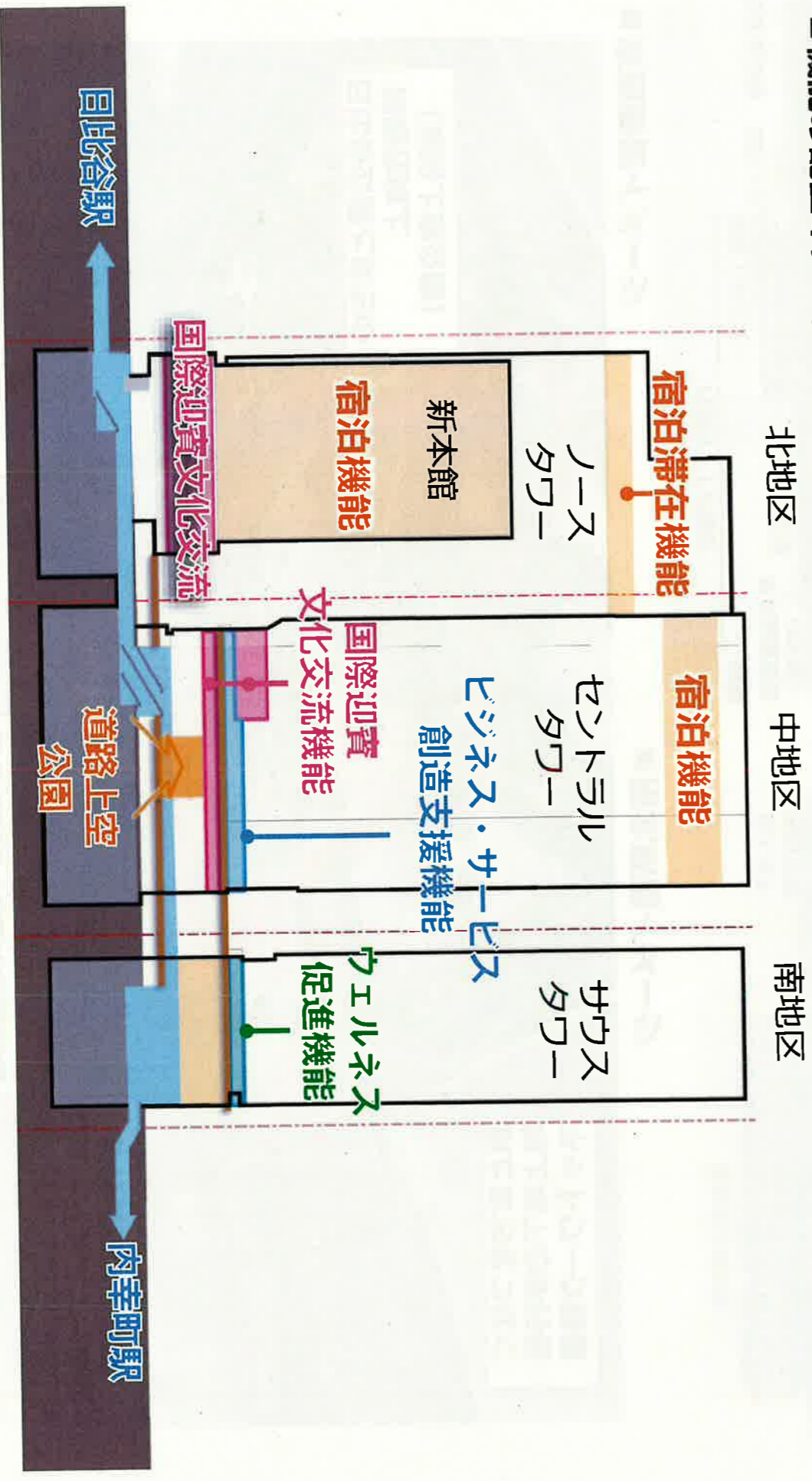


### ■ 南北断面イメージ



## 2.施設設計画(案)の概要<参考>国際ビジネス交流拠点の強化

### ■機能の配置イメージ



より高度な都市OS (情報基盤) 等を活用し、ビジネスサービス創造支援機能、国際迎賓文化交流機能、ウェルネス促進機能の強化

## 2.施設計画（案）の概要＜参考＞高度防災・環境都市づくり

### 帰宅困難者支援など高度防災都市づくりの取組

#### ●帰宅困難者支援機能の整備

- ・帰宅困難者の一時滞在施設を確保（約1.2ha、約7千人受入れ可能）
- ・帰宅困難者の3日分の災害用備蓄品を確保できる 備蓄倉庫の整備、災害時のトイレ等の確保
- ・大規模広場等を活用し、震災時（地震・水害等）の一時滞留スペースを確保

#### ●災害に強いエネルギーシステムの導入

- ・エネルギーセンターと建物非常用発電設備の整備により、災害時においても電力を確保

#### ●CCP構築など地域防災力の強化

- ・平時のコミュニティ向上から災害時の防災計画など、平常時、非常時が連携した対応力強化

### 脱炭素社会の実現に向けた環境負荷低減の推進

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、長期にわたる都市開発を通じて、現状技術、脱炭素社会の実現に向けた更なる技術導入検討や再エネ電力活用、熱製造の技術革新等への対応など多角的な取組み検討を進め環境負荷低減を推進

#### 【建物の省エネルギー化】

- ・エネルギーの効率的利用、建物熱負荷低減、自然エネルギー利用

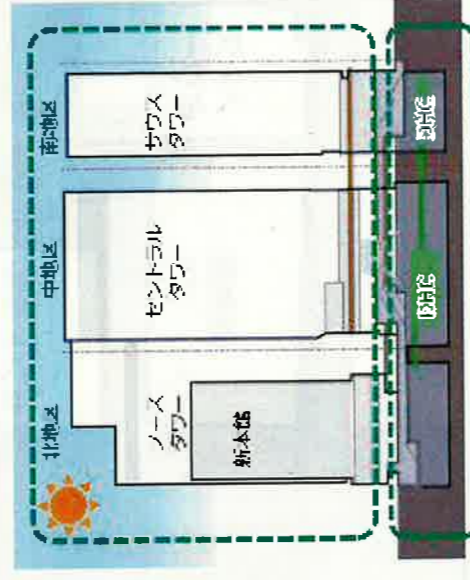
#### 【面的なエネルギーネットワークの構築（DHC導入）】

- ・街区内にエネルギーセンターを整備し、電力・熱供給の一元化を行いエネルギー利用の効率化

- ・脱炭素を見据え電気熱源主体のエネルギーシステムを導入

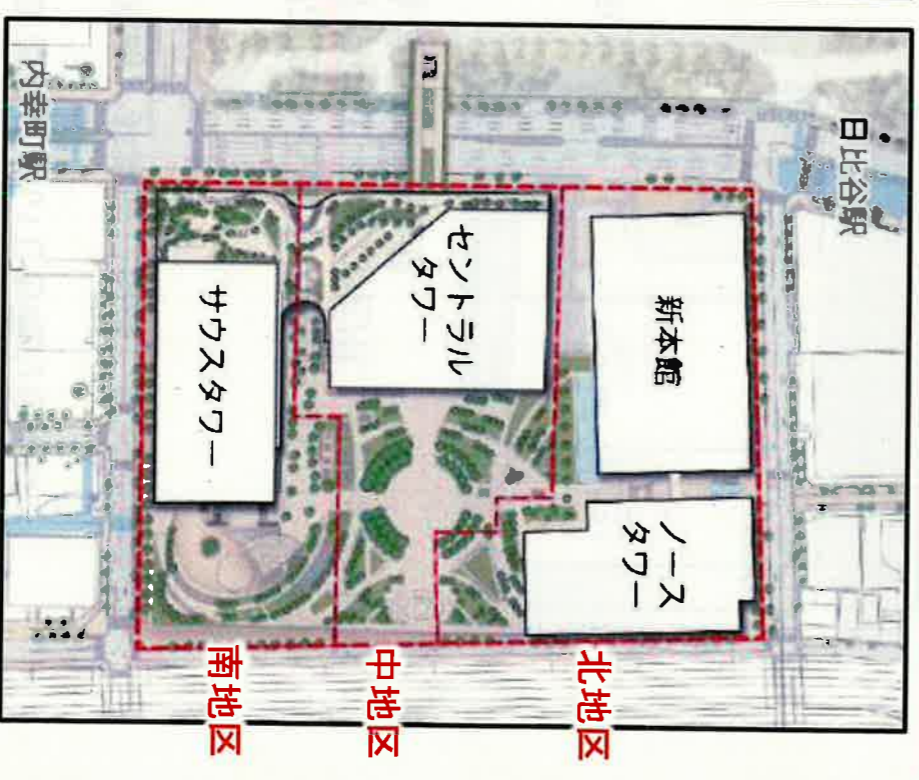
#### 【脱炭素社会の実現に向けた更なる技術導入検討】

- ・未利用エネルギー活用検討
- ・ICT等を活用した高効率エネマネ導入検討
- ・熱製造の脱炭素化技術導入、化石燃料利用の縮小検討
- ・大規模蓄電池・蓄熱槽等の活用検討 など



## 2.施設計画 (案) の概要<参考>計画概要・配置図

地域	全体		
	北地区	中地区	南地区
敷地面積	約6.5ha	約2.4ha	約1.9ha
延床面積	約110万㎡	約277万㎡	約311万㎡
主要用途	ホテル、宴会場等	オフィス、商業、サービスアパート、住宅等	オフィス、商業、ホテル、音楽ホール、宴会場、産業支援施設等
高さ	-	約145m	約230m
階数	-	地上29階 地下4階	地上46階 地下4階
竣工予定	2037年度以降	2036年度	2030年度
		2029年度	2028年度



## 2. 施設計画 (案) の概要<参考>イメージパース







東京都決定の地区計画

3.0ha以上は都

通都の市街地(かんぽ)

# 「千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例」の一部を改正する条例について

## 1 改正理由

東京都市計画内幸町一丁目北地区地区計画の決定に伴い、当該地区計画で定めた建築基準法第68条の2に基づく建築物の制限内容を条例に定めるほか、規定の整備をする。

## 2 改正概要

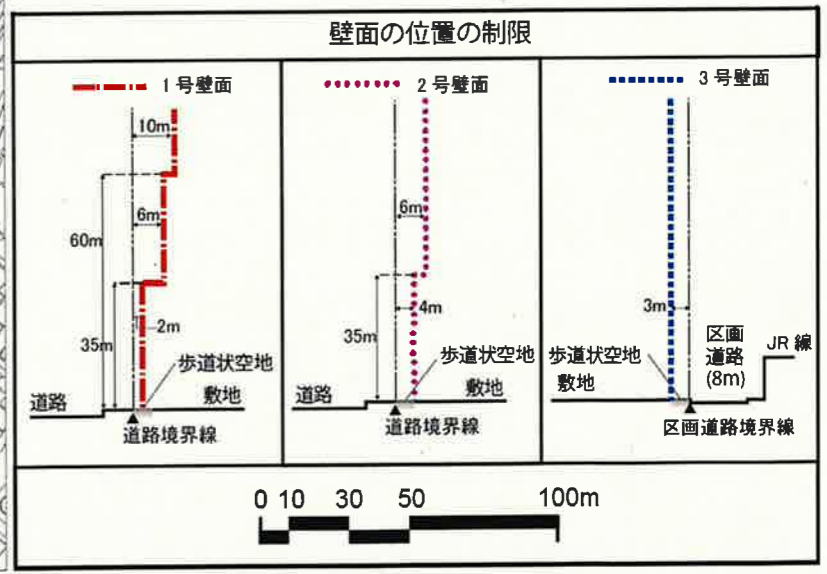
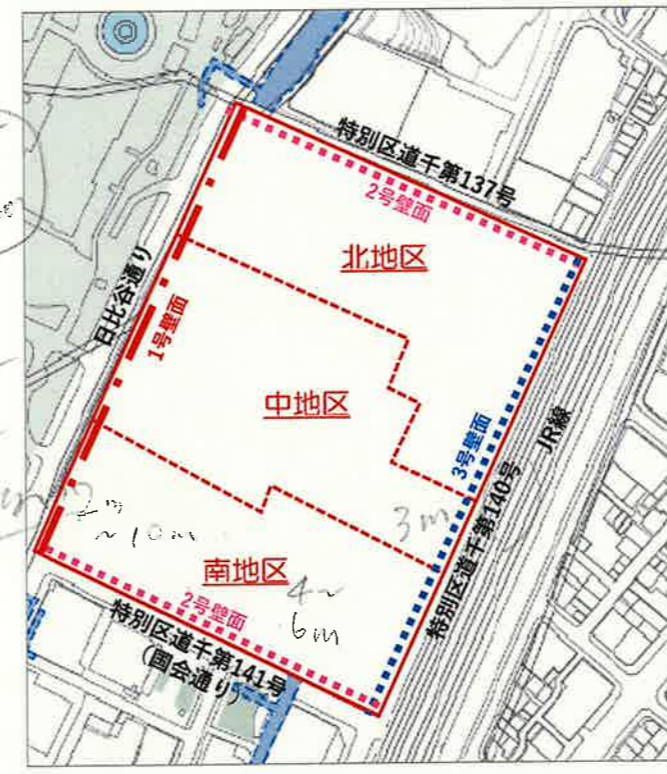
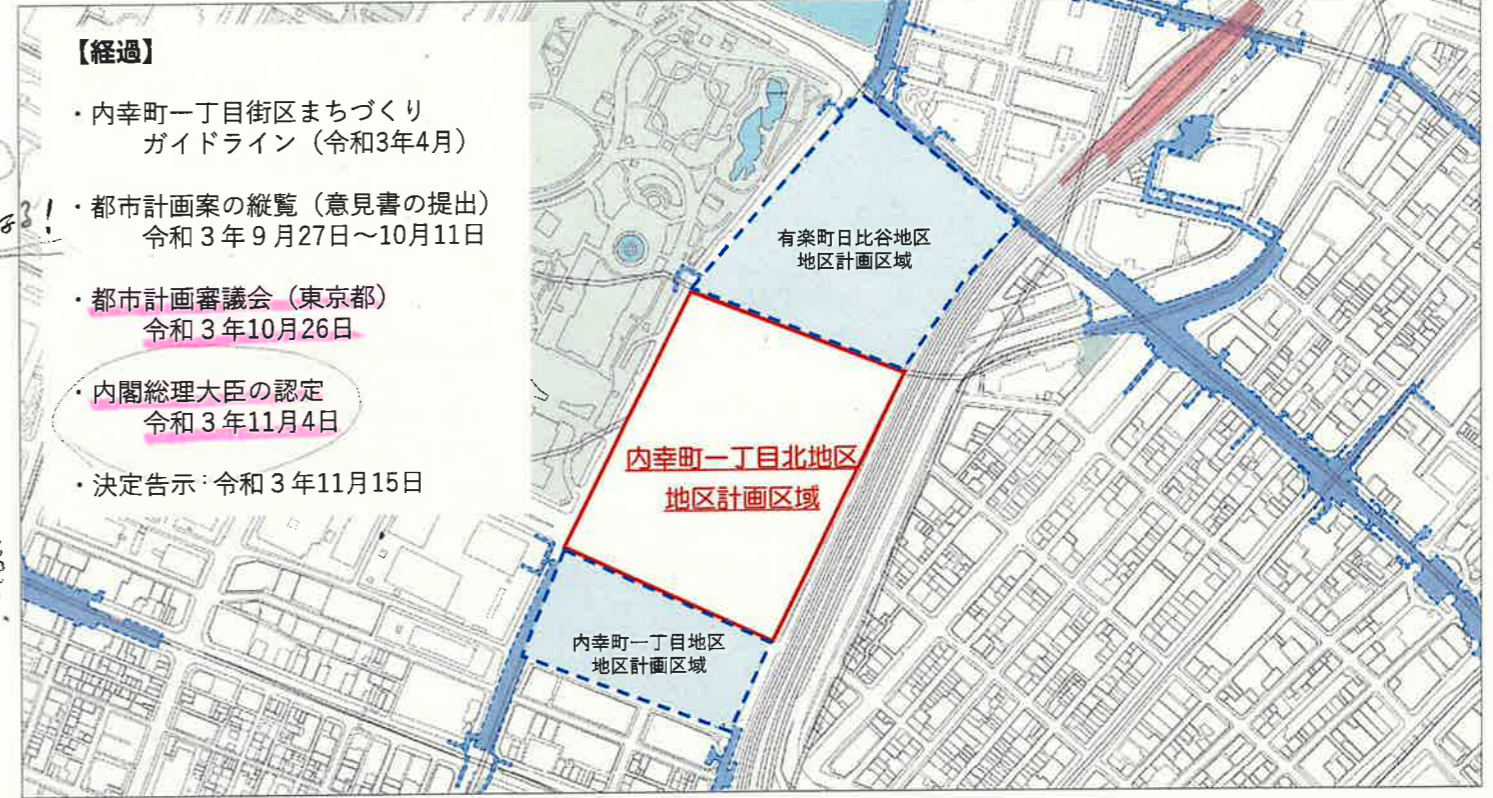
- ① 別表第1「内幸町一丁目北地区地区整備計画」について、名称及び区域を追加する。
- ② 別表第2「30 内幸町一丁目北地区地区計画」について、地区整備計画を追加する。
- ③ 別表第2「25 神田須田町二丁目北部周辺地区地区整備計画」「26 麴町地区地区整備計画」(ぬ)欄について、地区整備計画内の「日本工業規格」を「日本産業規格」へ変更する。

別表第1 (第2条関係)

名称	区域
内幸町一丁目北地区地区整備計画	都市計画法第20条第1項の規定により告示された内幸町一丁目北地区地区計画(令和3年東京都告示第1378号)のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2 (第2条関係)

計画区域	北地区	中地区	南地区
建築物の容積率の最高限度	10分の134 1340%	10分の132 1320%	10分の134 1340%
建築物の容積率の最低限度	900% + 440%	10分の90	10分の90
建築物の建蔽率の最高限度	ただし、法第53条第6項の規定を適用する建築物については、この限りでない。		
建築物の建築面積の最低限度	500平方メートル		
壁面の位置の制限	計画図3に示す壁面の位置の制限が定められている部分については、道路境界線及び区画道路境界線までの距離は、計画図3で定める壁面の位置の制限の数値とする。ただし、歩行者の快適性及び安全性を高めるためのひさしその他これに類するものの部分については、この限りではない。		



2. スケール  
日本初の近郊公園  
今日の南隣連は、日本初  
セオリー、KKの廃止  
都市をサガウの地  
1.7haの広場  
1/7. 区画自由  
① CO2  
54000ト  
85000ト  
1.8%

Go... 都市... 小池... 神...  
300... 100... 50m...  
大丸有... 2055...  
人間中心の社会...  
地盤... 10m...  
50m...  
300... 100... 50m...

